

監視円卓会議委員からのご質問及びそれに対する回答
(福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について)

※ 前回（第55回）円卓会議の中で回答したものについても、一部回答を補足して掲載しています。

※ 前回会議後に文書でいただいたご質問については、原文のまま掲載しています。

1 事業全般について

No.	ご質問の主旨	回答
1-1	<p>本事業については海外からも素晴らしいと評価されている。今後とも評価に値するリスクコミュニケーションを続けていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【藤当委員：質問(2)】</p>	<p>今後とも適切なリスクコミュニケーションに努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【環境省・北海道・室蘭市】</p>
1-2	<p>福島県民に寄り添った事業展開を。</p> <p style="text-align: right;">【藤当委員：質問(3)】</p>	<p>福島県の復興も考慮しつつ、適切な事業展開に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【環境省・北海道・室蘭市】</p>
1-3	<p>質問の答えではないのですが、室蘭市にPCB施設がある以上、難しい廃棄物は当市で処理しなければならないと感じています。もちろん搬送中の事故はあってはならない事です。「ご安全に！」という挨拶ひとつとっても、皆さん心がけられておられる日常を思うに「万が一」の事は考えない訳ではありませんが、十分注意して行動して頂きたく希望します。</p> <p style="text-align: right;">【山内委員：質問(1)】</p>	<p>安全第一に処理を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【環境省】</p>

2 国の処理方針を妥当と認めた経緯について

No.	ご質問の主旨	回答
2-1	<p>(吉田准教授の) 報告の中身とは直接関係ないが、道からの意見聴取はリモートで行われたと聞いたが事実か。道はやりとりを記録して相手方に最終確認をすることになると思うが、実際にそういう形になったか。</p> <p style="text-align: right;">【河野委員：前回質問】</p>	<p>電子メールも使ったが、ZOOMでコミュニケーションを取った。最終的に公開されている文書について、メールでこういう形になるというものを確認した。</p> <p style="text-align: right;">【吉田准教授】</p>

2-2	<p>住民説明会等での意見を踏まえ、どう いうプロセスで知事の決定がされたの か。</p> <p>【河野委員：前回質問】</p>	<p>道の検討の経過や判断に至った考え 方などについては、資料*として取りま とめ、昨年 12 月に道のホームページで 公表したところです。</p> <p>※ 参考資料として添付</p> <p>【北海道】</p>
2-3	<p>重要事項の決定の方法、その記録の保 存は、「行政基本条例」「文書管理規定」 に則って行われて「いない」のではない か、道の言質の信用が疑われます。</p> <p>【河野委員：質問(1)】</p>	
2-4	<p>質問(1)の(背景・考え方)にある「有 識者の意見」の全容が公開されていま せん、担当部局がまとめた「要旨」では科 学的知見として評価できません。全容を 公開してください、WEB 会議の全記録を 公開してください。</p> <p>【河野委員：質問(2)】</p>	<p>有識者のご意見については、全て公開 しているところです。</p> <p>【北海道】</p>
2-5	<p>質問(1)の(背景・考え方)にある知 事の受け入れ表明で「総合的」判断した としていますが、あの時点では、環境省 は室蘭に搬入予定の全て対象物の「表面 汚染密度測定結果」の一覧が公表されて いない状況で「総合的」に判断できたの でしょうか。その根拠を示してください。</p> <p>【河野委員：質問(3)】</p>	<p>道では、国の処理方針について、国に よる十分な安全性の確保とともに、モニ タリングや情報公開が適切に行われる ことを前提に、妥当と認めたものです。</p> <p>【北海道】</p>
2-6	<p>北海道と室蘭市は 2021 年 12 月に環 境省からの処理要請を受け入れました。 受け入れにあたって自治体としての独 自の調査・議論がどのように行われたの か、その過程がわかるものを提示して、 説明してください。</p> <p>【橋本委員：質問(4)】</p>	<p>道及び市の検討の経過や判断に至っ た考え方などについては、資料として取 りまとめ、昨年 12 月にそれぞれのホー ムページで公表したところです。</p> <p>【北海道・室蘭市】</p>

<p>2-7</p>	<p>道議会で道議員が福島の高放射能汚染廃棄物の処理問題は新しい事態だと考えるかとの質問に対して、新しい事態だと考えると道は回答をしました。新しい事態なら PCB 廃棄物処理基本計画にかかわる問題だと思いますが、新しい事態として対処していません。この問題が道と室蘭でどのように議論されたか、議論された記録等があれば示しながら説明してください。</p> <p style="text-align: right;">【橋本委員：質問(9)】</p>	<p>この件については、令和3年第2回定例会の予算特別委員会で議論され、「この度の福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理の件は、昨年3月、国から初めて正式に示されたことから、道としては、新たな問題と認識している旨のお答えをしたところであり、福島県内の高濃度 PCB 廃棄物を室蘭市において処理するとした現行の PCB 廃棄物処理基本計画における体制を活用するという点においては、「現行計画に基づく処理」であるものと認識しています。」と答弁しています。</p> <p style="text-align: right;">【北海道】</p> <p>福島県内の高濃度 PCB 廃棄物は、東日本大震災の発生以前から、JESCO 北海道事業所で処理することが決まっていた中で、震災後に発生した福島県の対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物については、「放射性物質汚染対処特措法」の基本方針に基づき、現在の「PCB 廃棄物処理基本計画」における処理体制を活用して、北海道事業所で処理しようとするものであることから、現行計画に基づく処理であるものとの認識を、北海道と共有しております。</p> <p style="text-align: right;">【室蘭市】</p>
<p>2-8</p>	<p>産業廃棄物の越境移動は「住民の感情」が重視されています。昨年3回開かれた住民説明会では圧倒的に反対が多かったと思います。今回の放射性物質の移動や処理で住民感情はどのように配慮されましたか。</p> <p style="text-align: right;">【橋本委員：質問(10)】</p>	<p>本件については、3回の住民説明会やパブリックコメントを実施することで、御地元の皆様の御意見を伺いました。その過程では、頂いた御意見を踏まえて説明や資料を修正したほか、環境省 HP にて情報公開を進めました。</p> <p style="text-align: right;">【環境省】</p>

<p>2-9</p>	<p>北海道が情報公開した「決定書」では、「福島県内の汚染廃棄物対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物処理に関する現地調査について」と標題されていますが、その調査の最初に意図した項目、目的を開示してください。</p> <p>【河野委員：質問(9)】</p>	<p>当該決定書に記載されているとおりです。</p> <p>(以下、決定書抜粋)</p> <p><u>1 目的</u></p> <p>福島県の汚染廃棄物対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物を JESCO 北海道事業所で処理するとした国の方針が示されている中、地元において処理対象物の搬入に対して不安や懸念の声があることから、地元自治体として現地における処理対象物の保管状況等を確認するもの。</p> <p>また、廃棄物処理の専門家による特定廃棄物の処理施設の視察を行い、JESCO 北海道事業所で処理するとした場合の留意すべき事項について助言する際の参考にしていただく。</p> <p>(中略)</p> <p><u>4 確認場所と確認内容</u></p> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="858 1010 1426 1151"> <tr> <td>確認事項など</td> </tr> <tr> <td>目視、表面汚染密度、空間線量率測定、書類閲覧</td> </tr> </table> <p>(後略)</p> <p>【北海道】</p>	確認事項など	目視、表面汚染密度、空間線量率測定、書類閲覧
確認事項など				
目視、表面汚染密度、空間線量率測定、書類閲覧				

3 法律上の解釈について

No.	ご質問の主旨	回答
3-1	<p>現地で廃掃法に基づいて処理するということは仕方がない面があると思うが、そういうところと室蘭を一緒にするというところにはかなり問題があるのではないか。</p> <p>【橋本委員：前回質問】</p>	<p>今回処理を行う対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物は、廃棄物処理法上の廃棄物ではなく、放射性物質汚染対処特措法上の対策地域内廃棄物として国の責任で処理を行うものです。</p>
3-2	<p>「放射性物質汚染対処特措法」の適用をせず、従来通りの廃掃法で処理をすることはできませんか。</p> <p>【橋本委員：質問(7)】</p>	<p>同法に基づき平成 23 年 11 月 11 日に閣議決定された基本方針では、「現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく廃棄物の処理体制、施設等を可能な範囲で積極的に活用し、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を進めていくことが重要である。」とされており、この基本方針を踏まえて、JESCO 北海道事業所で処理することとしています。</p>
3-3	<p>「放射性物質汚染対処特措法」が原子力事故に対応するためだけの法律であることは、事故直後の閣議の議論からもわかります。室蘭は福島原発事故の影響は受けていません。室蘭に「放射性物質汚染対処特措法」を適用して福島の汚染物を処理することを決めた時、どのような配慮や検討をしなければならぬかを議論しましたか。議論の記録があれば提示しながら説明してください。</p> <p>【橋本委員：質問(8)】</p>	<p>【環境省】</p>

4 処理責任について

No.	ご質問の主旨	回答
4-1	<p>「4 Bq/cm³以上であること」が確認されたものは今後どう処理するつもりか。</p> <p>【河野委員：前回質問＝質問(6)】</p>	<p>対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物は、原発事故当時は基本的に屋内で保管されており、4Bq/cm³を超えるものは見つかりません。</p> <p>見つかった場合は、機器の表面拭き取りをし、その後、作業の安全確保を前提とした可能な範囲で削り取りを行い、改めて表面汚染密度を測定します。</p> <p>【環境省】</p>
4-2	<p>住民説明会で何度も東京電力が PCB 廃棄物を処理する責任があり、東京電力が処理すべきとの意見が出ました。対策地域内のものは国の責任ですが、国の責任で東電と協議して東電が処理することをどうして考えないのですか。</p> <p>【橋本委員：質問(13)】</p>	<p>放射性物質汚染対処特措法第 15 条において、汚染廃棄物対策地域の廃棄物は、国にその処理責任があることとされています。</p> <p>【環境省】</p>

5 現地確認結果（吉田准教授のご報告）について

No.	ご質問の主旨	回答
5-1	<p>今回提示のあった処理対象物の一覧（資料 2-4 別紙 1）と現地（令和 3 年 11 月に実施した北海道及び室蘭市による現地調査）で確認されたものは別物か。</p> <p>【橋本委員：前回質問】</p>	<p>今回提示のあった一覧の中には、現地で確認した処理対象物が含まれていません。</p> <p>【北海道】</p>
5-2	<p>今回ご説明いただいた内容（資料 2-1）と室蘭での処理をどのように結びつけて考えればよいのか。</p> <p>【池田委員：前回質問】</p>	<p>現地ですべての処理対象物の表面汚染密度を測ることとされているが、どういう測定がされ、どういう測定結果が出るかを確認した。また、飛灰が大気中に出るという懸念があるが、現地の焼却施設では十分安全な処理が行われており、その手順に倣って処理を行うということなので、そうした手順を確認できた。</p> <p>【吉田准教授】</p>
5-3	<p>資料 2-1 P-8 で「クリーン原町センターでの処理概要」左下に事故直後からごみ搬入時にごみピットでの放射能レベルの確認をしていたが、現在は未実施」との記載（資料 2-1 p8）があります。質問は、現在は、計測をしていないとなっていますが、何故、計測を止めたのでしょうか？</p> <p>【西畑委員：前回質問＝質問(1)】</p>	<p>10 年近くずっと測って、測定値が下がって非常に低いということで、必要ないとされた。現在は、定期的にごみピットの中の廃棄物を測っている。</p> <p>【吉田准教授】</p>

6 放射性物質による影響について

No.	ご質問の主旨	回答
6-1	<p>現地で線量を計り、途中何回も計測する予定なのに最終段階処理事業所において線量が上回ることはあるのか。</p> <p>【藤当委員：前回質問＝質問(1)】</p>	<p>福島県の仮置場において全ての機器について $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ 以下であることを確認した上で搬出を行うこととしており、それが JESCO 北海道事業所までの運搬の過程で上昇することはありませんが、安心・安全のための措置として対応するものです。</p> <p>【環境省】</p>

6-2	<p>「放射性物質による影響がないこと」とあるが、どういう意味か。</p> <p>【橋本委員：前回質問】</p>	<p>表面汚染密度 4Bq/cm²は、管理区域からの物品持ち出し基準として、日常的に触れたとしても放射性物質による影響がなく安全性が十分確保されているものです。</p>
6-3	<p>表面汚染密度が 4 Bq/cm²以下で放射性物質による影響がなく」と説明されていますが、影響がない理由と根拠が示されていなく納得できません。</p> <p>【河野委員：質問(7)】</p>	<p>また、一般論として、人への健康影響が確認されている被ばく線量は年間 100mSv 以上であると考えられており、今回の 4Bq/cm²の高濃度 PCB 廃棄物による被ばく線量については、最も被ばくをしやすい作業員に対して過大な評価を行った場合でも、年間 0.03mSv と推定されるとしています。なお、日本では宇宙・大地・空気等からの自然放射線により、年間 2.1mSv の被ばくがあります。</p> <p>【環境省】</p>
6-4	<p>4Bq/cm²以上の物は見つかったのか。</p> <p>【河野委員：前回質問】</p>	<p>これまでの検査では見つかっていない。あったとしても 1 Bq/cm²といったレベルになるが、そうしたものは削り取り等を実施している。</p> <p>【環境省】</p>
6-5	<p>(資料 2-4) 別紙一覧にある表面汚染密度のバックグラウンドはどのように測定するのか。</p> <p>【橋本委員：前回質問】</p> <p>環境省は監視円卓会議で提出された表面汚染密度表のバックグラウンド測定と安定器等器材の汚染測定の流れを説明してください。道庁はこの表を 55 回円卓会議前にチェックしましたか。</p> <p>【橋本委員：質問(1)】</p>	<p>対象となる測るものと全く別のほかのものから影響がない方向に測定器を向けて線量を測っている(資料 2-2 参照)。</p> <p>【環境省】</p> <p>前回の資料 2-4 別紙 1 については、資料調整段階で確認しました。</p> <p>【北海道】</p>
6-6	<p>(資料 2-4) 別紙 1 の表面汚染密度のバックグラウンド自体に結構ばらつきがあるが、平均でいいのか。平均でいいとすると、平均だけではなく、標準偏差の 3 倍というのがどのくらいの値になるのか記載するとわかりやすい。</p> <p>【池田委員：前回質問】</p>	<p>御指摘の「標準偏差の 3 倍」を用いて評価を行うのは空間線量率 (μ Sv/h) です。</p> <p>表面汚染密度 (Bq/cm²) に関しては、4 Bq/cm²以下であるもののみを搬入することとしています。</p> <p>【環境省】</p>

6-7	<p>バックグラウンドよりも表面汚染密度が低いものも結構多い。何をもってバックグラウンドとっているのか。</p> <p>【池田委員：前回質問】</p>	<p>表面汚染密度のバックグラウンドは、高濃度 PCB 廃棄物の表面汚染密度を測定するのと同じ位置で、機器がない方向へ測定器を向けて測定しています。</p> <p>機器の表面汚染密度のみをお示しするのみではなく、機器が存在していない周辺環境のデータも併せてお示しすることで、より詳細な情報公開に努めています</p> <p>【環境省】</p>
6-8	<p>現地の表面汚染密度の測定結果はほとんどバックグラウンドの値に近い。室蘭で同じように測っていただき、それが室蘭のバックグラウンドと同様に処理対象物の測定値も下がるのであれば、汚染のレベルが非常に低いということがわかる。そういうデータを公開していただきたい。</p> <p>【吉田委員：前回質問】</p>	<p>昨年7月に、JESCO 北海道事業所へ搬入されている PCB 廃棄物の一部（コンデンサ・安定器それぞれ5台ずつ。対策地域外のもの。）について、JESCO 北海道事業所において表面汚染密度を測定した結果、その平均値は0.12Bq/cm²でした。</p> <p>その時のバックグラウンドは、0.09～0.14Bq/cm²でした。</p> <p>今回 JESCO 北海道事業所へ搬入する対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物についても、JESCO 北海道事業所においてその一部の表面汚染密度をサンプル調査し、データの収集に努めてまいります。</p> <p>【環境省】</p>
6-9	<p>今回の福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物処理は、放射能という問題と相まって、中々、理解されない、また、理解しようとしらない人がいる。それは、放射能という影響が分からない物への漠然とした不安を払拭できないからではないだろうか？</p> <p>【西畑委員：質問(2)】</p>	<p>処理に関する情報公開を行い、引き続き本件への御理解の醸成に努めてまいります。</p> <p>【環境省】</p>
6-10	<p>表面汚染密度表に汚染された器材の各6面についての測定値がありますが、各測定値は一つの面で任意に選んだ1点の測定だと思います。その一つの表面で出来るだけ多くの箇所を測定したものがあんなら提出してください。</p> <p>【橋本委員：質問(2)】</p>	<p>機器の各面の表面汚染密度を測定する際は、面全体をスクリーニングした上で、最も値が高くなった点を測定し、その結果を測定値としてお示ししています。</p> <p>【環境省】</p>

6-11	<p>提出された「表面汚染密度測定結果一覧」に示されている安定器のいくつかを例にとり、その6つの表面積と表面汚染密度それぞれから安定器全表面の汚染（ベクレル値）を計算し、それを安定器の重さで除して安定器の汚染を Bq/kg 単位で計算されたことはありませんか。</p> <p>【橋本委員：質問(3)】</p>	<p>放射性物質が付着する可能性があるのは機器の表面だと考えており、機器内部が汚染されているとは考えておらず、放射能濃度 (Bq/kg) で計算はしていません。</p> <p>【環境省】</p>
6-12	<p>環境省は今回の処理の基準を、「放射性物質による影響がない＝表面汚染密度 4Bq/cm² 以下であること」としています。しかし問題は①「放射性物質による影響がない」という意味が分からないこと、②特殊な例だと思いますが PCB 汚染物が軽い場合は 4Bq/cm² の表面汚染で 8000Bq/kg を超える可能性があります。超えた場合でも「放射性物質による影響がない」として処理できますか。</p> <p>【橋本委員：質問(5)】</p>	<p>① No. 6-2 参照</p> <p>② コンデンサ・安定器といった機器は外側が金属に覆われており、内部には PCB 油が存在することから、破碎・混合して放射能濃度を測定することができません。また、原発事故により放射性物質が付着している可能性があるのは、これらの機器の表面のみです。これらの機器の全台について、拭き取りを行っており、表面汚染密度が特異的に高い (1Bq/cm²以上) 面については、削り取りを実施しております。</p>
6-13	<p>一つの規定単位を使ってある状態を規定しようとする、別の規定単位では矛盾が起きるのはよくあることです。一度処理基準の定義を考え直したほうが良いと思いますが、無理ですか。</p> <p>【橋本委員：質問(6)】</p>	<p>上記を踏まえ、削り取りを行った安定器の残さ (2.75g) の放射能濃度を測定した結果、1,461Bq/kg でした。今回搬入する機器については、それより低い値だと考えております。なお、削り取りの残さは福島県内で処理します。</p> <p>いずれにしましても、放射性物質汚染対処特措法に基づく処理基準に則って、処理を進めてまいります。</p> <p>【環境省】</p>
6-14	<p>福島で荷積みする前にもう一度「4 Bq/cm²以下であること」を確認する測定を実施すべきと思うが実施するのか。室蘭に到着し、処理前に「4 Bq/cm²以下であること」を確認する測定を実施するのか。</p> <p>【河野委員：質問(4)】</p>	<p>全ての機器について 4Bq/cm²以下であることを確認し、トラックに積み込み搬出します。また、JESCO 北海道事業所に到着して処理の前においても、コンデンサは全量、安定器については一部についてサンプル調査として表面汚染密度の測定を行います。</p> <p>【環境省】</p>

6-15	<p>対策地域内に保管されていた高濃度廃棄物の合計は、コンデンサ 43 台、安定器 2,531 台となるが、放射能に汚染されたのはどの保管状態の場合だったのか、別紙②（資料 2-4 別紙 2）の①、②、③ごとにお知らせ願いたい。</p> <p>【山本委員：質問(1)】</p>	<p>前回資料 2-4 別紙 2 でお示した数値には内数が含まれています。今回処理を行う高濃度 PCB 廃棄物の総量はコンデンサ 32 台、安定器等 1,515 台です。</p> <p>また、原発事故当時において、高濃度 PCB 廃棄物は、廃棄物処理法の保管基準に基づいて基本的に屋内で保管されており、その表面汚染密度も全て 4Bq/cm²以下でした。</p> <p>なお、表面汚染密度が特異的に高い（1Bq/cm²以上）面があったため削り取りを行ったのは 15 台であり、それらは損傷した建物や津波がれきから発生したものと考えております。</p> <p>【環境省】</p>
------	--	---

7 運搬・処理について

No.	ご質問の主旨	回答
7-1	<p>輸送手段について、資料 2-4 で示されているが、鉄道輸送は PCB のみの専用という事か。</p> <p>【山本委員：質問(2)】</p>	<p>鉄道輸送は PCB のみの専用で行うものではありません。</p> <p>なお、運搬の際は、通常の高濃度 PCB 廃棄物と同様に、漏れ防止用の金属容器に収納し、さらに貨物コンテナに収納した上で行うため、周囲への影響はないと考えております。</p> <p>【環境省】</p>
7-2	<p>コンテナは何時ごろに東室蘭の貨物駅に着くのか。</p> <p>【河野委員：前回質問】</p>	<p>運搬のスケジュールについては、運搬業者とも調整して、東室蘭駅到着後、可能な限り速やかに搬出できるよう調整します。</p>
7-3	<p>東室蘭の貨物駅にコンテナが到着するのであれば、速やかに問題がないようにいくためには、昼間に貨車がきてすぐにトラックに積み下ろして出発するというタイミングをよく理解する必要があります。</p> <p>【河野委員：前回質問】</p>	<p>【環境省】</p>
7-4	<p>運搬車両の表示は、通常の産業廃棄物を運搬する際と同様のイメージとのことだが、少し小さいので大きくしてほしい。</p> <p>【村上委員：前回質問】</p>	<p>運搬車両の表示については、放射性汚染物質対処特措法施行規則第 23 条で定められている収集運搬基準に則り、日本産業規格 Z 8305 に規定する 140 ポイント以上（1 文字約 5 cm）の大きさの文字等の対応を行います。</p> <p>【環境省】</p>

7-5	<p>PCB 処理において放射線汚染されたコンデンサー、トランス機器の搬入出時の運搬沿線自治体に対する風評被害発生時の対応は？</p> <p>【村上委員：質問(1)】</p>	<p>全ての機器について 4Bq/cm²以下であることを確認できたものだけを運搬することとしており、加えて、運搬時はコンテナに格納されることで遮蔽効果が生じて、沿線への影響はないものと考えております。</p> <p>【環境省】</p>
7-6	<p>(福島県内の仮置場の) 作業員の方の内部被ばくが起きないように対策が打たれているか。</p> <p>【河野委員：前回質問】</p>	<p>高濃度 PCB 廃棄物の削り取りの作業は、福島県内の仮置場において、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成 23 年 12 月 22 日厚生労働省）」を参考にしつつ、マスク・手袋・防護服を適切に着用し、内部被ばくを低減する対策を行った上で実施しています。</p> <p>【環境省】</p>
7-7	<p>実際に関わる作業員に対する、十分な技術の指導とか、作業面についての細部にわたっての指導について配慮しているか。</p> <p>【時田委員：前回質問】</p>	<p>運搬及び JESCO での処理に関わる作業員へ向け、放射線の基礎知識や防護、表面汚染密度等について、放射線の専門家による教育を行うとともに、今回搬入する廃棄物の表面汚染密度の状況（4Bq/cm²以下であること）についてもお伝えしました。</p> <p>【環境省】</p>
7-8	<p>環境省の説明では、「処理後物を対策地域内へ持ち帰る」とありますが、処理後物とは何を想定しているのですか、バグフィルターとバクフィルターで補足補集された物質も当然回収すべきものです、この点確認をお願いします。</p> <p>【河野委員：質問(5)】</p>	<p>処理後物としては、コンデンサから発生する金属類、紙類、廃油・廃アルカリ及び安定器から発生するスラグ、ばいじんがあります。このばいじんがバグフィルターで捕捉されたものになり、いずれも表面汚染密度が 4Bq/cm²以下の機器から発生したものです。</p> <p>福島県において対策地域内廃棄物としての処理ルートが確立していますので、福島県に持ち帰った上で処分を行います。</p> <p>【環境省】</p>

8 モニタリングについて

No.	ご質問の主旨	回答
8-1	<p>万が一、放射性物質が付着しているとすると、容器とかペール缶になると思う。外側の容器のところの空間線量率を測定しておくということが非常に重要。</p> <p>【池田委員：前回質問】</p>	<p>放射性物質が付着する可能性があるのは機器の表面だと考えており、そのため全ての機器について表面汚染密度を測定しています。</p> <p>【環境省】</p>
8-2	<p>現地の焼却施設では、放射性物質濃度を24時間連続測定しているとのことだが、こういった形で測定しているのか。例えば、1時間採取して24個のデータを得るといった形か。それはここでもやれることか。</p> <p>【船水座長：前回質問】</p>	<p>ばいじんを連続的に引いて、そこで残ったものをここで連続測定する形だと理解。現地では安心安全のために24時間連続でデータがでるシステムを使用しているが、これはかなりコストが高い。今回は、入ってくる廃棄物の放射能濃度が非常に低いことがわかっているので、正確に測定して安全性を担保してほしい。</p> <p>【吉田准教授】</p>
8-3	<p>放射能を測るための排ガスの吸引量はどの程度か。</p> <p>【船水座長：前回質問】</p>	<p>通常の排ガスのばいじんを測る場合は約1時間の試料吸引を行うが、放射能を測る場合は4倍の約4時間の吸引をする。</p> <p>【JESCO】</p>
8-4	<p>室蘭市の空間線量のデータもあるはずなので、室蘭市が実際にどの程度の空間線量なのかというのを、室蘭市のホームページに掲載していただきたい。</p> <p>【吉田委員：前回質問】</p>	<p>原子力規制委員会が公開している放射線モニタリング情報共有・公表システム等へのリンクを、室蘭市ホームページ中の環境課のページに掲載しております。</p> <p>・室蘭市内の空間放射線量率について https://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300/housyasen01.html</p> <p>【室蘭市】</p>

9 その他

No.	ご質問の主旨	回答
9-1	<p>環境省は、年間1ミリシーベルト以下は安全だと説明しています。室蘭市も同じ説明です。原子力基本法関連の法律では年間10マイクロシーベルトです。国も福島県で管理期間が終われば、最終的には10マイクロシーベルトになることを想定しています。放射性物質による被ばく履歴のない室蘭で1ミリシーベルトの適用が強調されるのはPCB廃棄物の処理が終わった後に、福島の放射性物質の処理を考えているからでしょうか。</p> <p>【橋本委員：質問(11)】</p>	<p>年間1ミリシーベルトは、国際放射線防護委員会（ICRP）が定めた一般公衆の線量限度です。</p> <p>また、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針の中でも、「処理等に伴い周辺住民が追加的に受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにするものとする。」とされており。</p> <p>JESCO北海道事業所にPCB廃棄物以外の廃棄物を持ち込むことはありません。</p> <p>【環境省】</p>
9-2	<p>質問(11)に関連します。国は室蘭市からの要請であるPCB廃棄物処理施設有効活用についての要請を受託し、その後8年が経過します。有効活用の計画はその後室蘭市と議論されていますか。考えられる有効活用を議論されていれば紹介してください。このことは室蘭市にも質問します。</p> <p>【橋本委員：質問(12)】</p>	<p>PCB廃棄物処理施設の事業終了後の有効活用策について、現時点で具体的にお示しできる内容はありませんが、地元自治体とよく相談しながら、検討を進めてまいります。</p> <p>【環境省】</p> <p>環境貢献や地域振興、雇用の維持が図られ、継続性ある事業について、引き続き国への要請を行いながら有効活用の可能性を検討して参ります。</p> <p>【室蘭市】</p>
9-3	<p>福島県の対策地域以外のPCB廃棄物はすでに室蘭で処理されていると思いますが、この対策地域外のPCB廃棄物について放射能測定は行われていますか。</p> <p>【橋本委員：質問(14)】</p>	<p>福島県の対策地域外のPCB廃棄物については、汚染の問題は無いと認識していることから放射能測定は行っておらず、対策地域内廃棄物ではないことを確認して受入をしているものと認識しています。</p> <p>【環境省】</p>
9-4	<p>今日まで監視円卓会議の運営では、他施設の視察等については、円卓会議で論議確認して実施してきました。今回は監視円卓会議の位置づけが変わったのでしょうか。</p> <p>【河野委員：質問(8)】</p>	<p>円卓会議は、道と室蘭市が互いに協力してJESCO北海道事業所が行う北海道PCB廃棄物処理事業を監視し、道民、事業者、行政の信頼関係に立脚した処理事業の推進を図るために設置しているものであり、会議の位置づけは設置当初より変更はありません。</p> <p>今回の有識者の現地調査等は、放射線科学や廃棄物処理に関する専門的知識を有する専門家に依頼したものです。</p> <p>【北海道】</p>